

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-1	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。受注者には、主として主任監督員及び監督員が対応する。</p> <p>監督職員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する通知等を行う者をいう。</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。受注者には、主として主任監督員及び監督員が対応する。</p> <p>監督職員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する通知等を行う者をいう。</p>	表現の変更
共-1-2	<p>12. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	<p>12. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	なお書き以降改行
共-1-3	<p>32. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。</p>	<p>32. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。</p>	表現の変更
共-1-4	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	
共-1-5	<p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	表現の変更
共-1-7	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-8	1-1-16 調査・試験に対する協力 2. 受注者 は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、 次 の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1-1-16 調査・試験に対する協力 2. 受注者 は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、 以下 の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表現の変更
	4. 受注者 は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査及び施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	4. 受注者 は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査及び施工実態調査 等 の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表現の変更
	5. 受注者 は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。なお、前記の点検調査には発注者が「 公共工事現場点検強化事業 」を委託している「 調査監 」が実施する場合も含むものとする。	5. 受注者 は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。 なお、前記の点検調査には発注者が「 公共工事現場点検強化事業 」を委託している「 調査監 」が実施する場合も含むものとする。	なお書き以降改行
共-1-9	1-1-17 工事の一時中止 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき 次 の各号に該当する場合においては、あらかじめ 受注者 に対して 通知 した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47臨機の措置により、 受注者 は、適切に対応しなければならない。	1-1-17 工事の一時中止 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき 以下 の各号に該当する場合においては、あらかじめ 受注者 に対して 通知 した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47臨機の措置により、 受注者 は、適切に対応しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
共-1-10 共-1-11	1-1-20 支給材料及び貸与品 6. 受注者 は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料 または貸与物件の返還 」の規定に基づき返還する場合、 監督職員の指示 に従うものとする。なお、 受注者 は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1-1-20 支給材料及び貸与品 6. 受注者 は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料 又は貸与品 」の規定に基づき返還する場合、 監督職員の指示 に従うものとする。 なお、 受注者 は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	表現の変更 なお書き以降改行
共-1-11	1-1-22 建設副産物 3. 受注者 は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、 産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト） により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、 監督職員 から請求があった場合はこれを 提示 しなければならない。なお、 受注者 は、 産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表 を作成し、 監督職員 に提出しなければならない。	1-1-22 建設副産物 3. 受注者 は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、 産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト） により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、 監督職員 から請求があった場合はこれを 提示 しなければならない。なお、 受注者 は、 産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表 を作成し、 監督職員 に提出しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-12	7. 受注者 は、建設発生土については、第1編1-1-21建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。	7. 受注者 は、建設発生土については、第1編1-1-22建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。	誤謬

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-18	1-1-25 完成検査 2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1-1-25 完成検査 2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	表現の変更
	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表現の変更
	7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	誤謬
共-1-18	1-1-26 既済部分検査等 3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	1-1-26 既済部分検査等 3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表現の変更
共-1-19	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	誤謬
共-1-19	1-1-27 中間検査 5. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	1-1-27 中間検査 5. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	表現の変更 誤謬
共-1-19 共-1-20	1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-20	1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	誤謬
共-1-20	4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	誤謬
共-1-21	17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	表現の変更
共-1-22	19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。	19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。	表現の変更
共-1-22	22. 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	22. 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	誤謬
共-1-22	26. 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	26. 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-23	<p>29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p>	<p>29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p>	改定による修正
共-1-24	<p>39. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>39. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-25	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</p> <p>また、トンネル坑内作業で使用する建設機械についても、前記同様の取扱いとする。対象となる建設機械は下記に示す。</p>	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要										
共-1-26	<table border="1" data-bbox="336 316 1052 774"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。	<p style="text-align: center;">表1-3</p> <table border="1" data-bbox="1176 316 1877 853"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>一般工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p>一般工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。	<ul style="list-style-type: none"> オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 		表現の変更
機種	備考												
<ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。												
機種	備考												
<p>一般工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。												
<ul style="list-style-type: none"> オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 													
共-1-26	<table border="1" data-bbox="324 901 1034 1082"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p style="text-align: center;">表1-4</p> <table border="1" data-bbox="1142 901 1865 1145"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ 	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外 の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<ul style="list-style-type: none"> オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの 		
機種	備考												
<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。												
機種	備考												
<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> バックホウ（ベースマシン含む） トラクタショベル 大型ブレーカ コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンブトラック トラックミキサ 	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外 の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。												
<ul style="list-style-type: none"> オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの 													
	<p>8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、長崎県の環境物品等調達方針で定める特定調達品目を使用するよう努めるものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、長崎県の環境物品等調達方針で定める特定調達品目を使用するよう努めるものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。</p>	なお書き以降改行										

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27	1-1-39 諸法令の遵守	1-1-39 諸法令の遵守	
	(2) 建設業法 (平成20年5月改正 法律第100号)	(2) 建設業法 (平成24年8月改正 法律第53号)	改定による修正
	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第28号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	改定による修正
	(4) 労働基準法 (平成20年6月改正 法律第89号)	(4) 労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)	改定による修正
	(5) 労働安全衛生法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(5) 労働安全衛生法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(6) 作業環境測定法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(6) 作業環境測定法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(8) 雇用保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)	(8) 雇用保険法 (平成24年3月改正 法律第9号)	改定による修正
	(9) 労働者災害補償保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)	(9) 労働者災害補償保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	改定による修正
	(10) 健康保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)	(10) 健康保険法 (平成24年8月改正 法律第67号)	改定による修正
	(11) 中小企業退職金共済法 (平成18年6月改正 法律第66号)	(11) 中小企業退職金共済法 (平成23年4月改正 法律第26号)	改定による修正
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成21年7月改正 法律第79号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	改定による修正
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成21年7月改正 法律第79号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改定による修正
	(14) 道路法 (平成22年3月改正 法律第20号)	(14) 道路法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
	共-1-28	(15) 道路交通法 (平成21年7月改正 法律第79号)	(15) 道路交通法 (平成24年8月改正 法律第67号)
(16) 道路運送法 (平成21年6月改正 法律第64号)		(16) 道路運送法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
(17) 道路運送車両法 (平成20年4月改正 法律第21号)		(17) 道路運送車両法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
(19) 地すべり等防止法 (平成19年3月改正 法律第23号)		(19) 地すべり等防止法 (平成24年6月改正 法律第42号)	改定による修正
(20) 河川法 (平成22年3月改正 法律第20号)		(20) 河川法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
(21) 海岸法 (平成22年6月改正 法律第41号)		(21) 海岸法 (平成23年5月改正 法律第37号)	改定による修正
(22) 港湾法 (平成22年6月改正 法律第41号)		(22) 港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)	改定による修正
(24) 漁港法 (平成12年5月改正 法律第78号)		(24) 漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
(25) 下水道法 (平成17年6月改正 法律第70号)		(25) 下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
(26) 航空法 (平成21年6月改正 法律第51号)		(26) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)	改定による修正
(29) 森林法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(29) 森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)	改定による修正
(30) 環境基本法 (平成20年6月改正 法律第83号)		(30) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)	改定による修正
(31) 火薬類取締法 (平成21年7月改正 法律第85号)		(31) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
(32) 大気汚染防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(32) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
(33) 騒音規制法 (平成17年4月改正 法律第33号)		(33) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
(34) 水質汚濁防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(34) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
(36) 振動規制法 (平成16年6月改正 法律第94号)		(36) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成22年5月改正 法律第34号)		(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-29	(38) 文化財保護法 (平成19年3月改正 法律第7号)	(38) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	改定による修正
	(39) 砂利採取法 (平成12年5月改正 法律第91号)	(39) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	改定による修正
	(40) 電気事業法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(40) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	改定による修正
	(41) 消防法 (平成21年5月改正 法律第34号)	(41) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	改定による修正
	(42) 測量法 (平成19年5月改正 法律第55号)	(42) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	改定による修正
	(43) 建築基準法 (平成20年5月改正 法律第40号)	(43) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号)	改定による修正
	(44) 都市公園法 (平成16年6月改正 法律第109号)	(44) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成16年12月改正 法律第147号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(46) 土壌汚染対策法 (平成21年4月改正 法律第23号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(47) 駐車場法 (平成18年5月改正法律第46号)	(47) 駐車場法 (平成23年12月改正法律第122号)	改定による修正
	(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (平成22年5月改正 法律第37号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号)	改定による修正
	(51) 船員法 (平成20年6月改正 法律第53号)	(51) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号)	改定による修正
	(53) 船舶安全法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(53) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号)	改定による修正
	(54) 自然環境保全法 (平成21年6月改正 法律第47号)	(54) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(55) 自然公園法 (平成21年6月改正 法律第47号)	(55) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(59) 技術士法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(59) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(60) 漁業法 (平成19年6月改正 法律第77号)	(60) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)	改定による修正
	(61) 漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号)		改定による修正
	(62) 空港法 (平成20年6月改正 法律第75号)	(61) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(63) 計量法 (平成18年3月改正 法律第10号)	(62) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(64) 厚生年金保険法 (平成22年4月改正 法律第27号)	(63) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	改定による修正
	(65) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	(64) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	改定による修正
	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	改定による修正
	(67) 最低賃金法 (平成20年5月改正 法律第26号)	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改定による修正
	(68) 職業安定法 (平成21年7月改正 法律第79号)	(67) 職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)	改定による修正
	(69) 所得税法 (平成22年3月改正 法律第6号)	(68) 所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)	改定による修正
	(70) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	(69) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	改定による修正
	(71) 船員保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)	(70) 船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)	改定による修正
	(72) 著作権法 (平成21年7月改正 法律第73号)	(71) 著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)	改定による修正
	(73) 電波法 (平成21年4月改正 法律第22号)	(72) 電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成19年6月改正 法律第90号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改定による修正
	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成22年3月改正 法律第15号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)	改定による修正
	(76) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	(75) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(77) 毒物及び劇物取締法（平成13年6月改正 法律第87号）	(76) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
	(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第62号）	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）	改定による修正
	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正 法律第18号）	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正 法律第18号）	改定による修正
	(80) 警備業法（平成17年7月改正 法律第87号）	(79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	改定による修正
	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正 法律第102号）	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）	改定による修正
	(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年3月改正 法律第19号）	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
	(83) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）	(82) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）	改定による修正
共-1-29	1-1-40 官公庁等への手続等 4. 受注者 は、手続きに許可 承諾 条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、 受注者 は、許可承諾内容が 設計図書 に定める事項と異なる場合、 監督職員 と 協議 しなければならない。	1-1-40 官公庁等への手続等 4. 受注者 は、手続きに許可 承諾 条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、 受注者 は、許可承諾内容が 設計図書 に定める事項と異なる場合、 監督職員 と 協議 しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-30	1-1-42 工事測量 1. 受注者 は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を 確認 しなければならない。測量結果が 設計図書 に示されている数値と差異を生じた場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。なお、工事測量の基準とする点の選定は、 監督職員 の 承諾 を得なければならない。また、 受注者 は、測量結果と 設計図書 に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに 受注者 が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、 監督職員 に 提出 しなければならない。	1-1-42 工事測量 1. 受注者 は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を 確認 しなければならない。測量結果が 設計図書 に示されている数値と差異を生じた場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。 なお、工事測量の基準とする点の選定は、 監督職員 の 承諾 を得なければならない。また、 受注者 は、測量結果と 設計図書 に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに 受注者 が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、 監督職員 に 提出 しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-30	3. 受注者 は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、 監督職員 の 承諾 を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	3. 受注者 は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、 監督職員 の 承諾 を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-31	1-1-44 不可抗力による損害 2. 契約書第29条第1項に規定する「 設計図書 で 定めた基準 」とは、 次の各号に掲げるものをいう。 (2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。	1-1-44 不可抗力による損害 2. 契約書第29条第1項に規定する「 設計図書 で 基準を定めたもの 」とは、 以下の各号に掲げるものをいう。 (2) 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。	表現の変更 表現の変更
	(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の 警戒 水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の はん濫注意 水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	表現の変更
	3. 契約書第29条第2項に規定する「 乙 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、 設計図書 及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等 受注者 の責によるとされるものをいう。	3. 契約書第29条第2項に規定する「 受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、 設計図書 及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等 受注者 の責によるとされるものをいう。	表現の変更
共-1-31	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 4. 受注者 は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び 中小企業退職金共済法 の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 4. 受注者 は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び 厚生年金保険法 の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	適用法令の修正
共-1-36	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. 受注者 が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. 受注者 が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-37	1-1-52 再生資材の利用 3. 第1項以外の資材についても、 設計図書 に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。	1-1-52 再生資材の利用 3. 第1項以外の資材についても、 設計図書 に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-38	<p>1-1-54 下請人の県内優先活用</p> <p>3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	<p>1-1-54 下請人の県内優先活用</p> <p>3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-2-1	<p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 適用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>第2節 工事材料の品質 2. 前項の品質規格証明書は、工事完成確認書を受理した翌年度から5年間保管するものとする。なお、保管期間に発注者より請求があった場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>7. 受注者は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料について、事前に監督職員の確認を受け、提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 適用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>第2節 工事材料の品質 2. 前項の品質規格証明書は、工事完成確認書を受理した翌年度から5年間保管するものとする。なお、保管期間に発注者より請求があった場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出確認を受けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>7. 受注者は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料について、事前に監督職員の確認を受け、提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>削除</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																						
共-2-1	<p>8. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I Sマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、J I S認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>7. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、表2-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	<p>受注者が実施すべき内容を主として条文の見直し</p>																																						
共-2-2	<p style="text-align: center;">表2-1 指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1" data-bbox="309 675 1039 1134"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>確 認 材 料 名</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼 材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>塗 料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">そ の 他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ぐい用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	確 認 材 料 名	摘 要	鋼 材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)		鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く	セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外	混和材料	JIS製品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外	塗 料	塗料一般		そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外	薬液注入材		種子・肥料		薬剤		現場発成品			<p>表の削除</p>
区 分	確 認 材 料 名	摘 要																																							
鋼 材	構造用圧延鋼材																																								
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)																																								
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く																																							
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外																																							
	混和材料	JIS製品以外																																							
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外																																							
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外																																							
塗 料	塗料一般																																								
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外																																							
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																							
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外																																							
	薬液注入材																																								
	種子・肥料																																								
	薬剤																																								
	現場発成品																																								

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																												
		<p style="text-align: center;">表 2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 309 1447 365">区分／細別</th> <th data-bbox="1447 309 1771 365">品目</th> <th data-bbox="1771 309 1906 365">対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 365 1447 475" rowspan="4">I セメント</td> <td data-bbox="1447 365 1771 389">ポルトランドセメント</td> <td data-bbox="1771 365 1906 389">JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 389 1771 413">高炉セメント</td> <td data-bbox="1771 389 1906 413">JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 413 1771 437">シリカセメント</td> <td data-bbox="1771 413 1906 437">JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 437 1771 475">フライアッシュセメント</td> <td data-bbox="1771 437 1906 475">JIS R 5213</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 475 1447 592" rowspan="4">II 鋼材 1 構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1447 475 1771 499">一般構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 475 1906 499">JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 499 1771 523">溶接構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 499 1906 523">JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 523 1771 547">鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td data-bbox="1771 523 1906 547">JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 547 1771 592">溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 547 1906 592">JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 592 1447 616">2 軽量形鋼</td> <td data-bbox="1447 592 1771 616">一般構造用軽量形鋼</td> <td data-bbox="1771 592 1906 616">JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 616 1447 726" rowspan="4">3 鋼管</td> <td data-bbox="1447 616 1771 639">一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 616 1906 639">JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 639 1771 663">配管用炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 639 1906 663">JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 663 1771 687">配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 663 1906 687">JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 687 1771 726">一般構造用角形鋼管</td> <td data-bbox="1771 687 1906 726">JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 726 1447 750">4 鉄線</td> <td data-bbox="1447 726 1771 750">鉄線</td> <td data-bbox="1771 726 1906 750">JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 750 1447 774">5 ワイヤロープ</td> <td data-bbox="1447 750 1771 774">ワイヤロープ</td> <td data-bbox="1771 750 1906 774">JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 774 1447 884" rowspan="4">6 プレストレスト コンクリート 用鋼材</td> <td data-bbox="1447 774 1771 798">P C鋼線及びP C鋼より線</td> <td data-bbox="1771 774 1906 798">JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 798 1771 821">P C鋼棒</td> <td data-bbox="1771 798 1906 821">JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 821 1771 845">ピアノ線材</td> <td data-bbox="1771 821 1906 845">JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 845 1771 884">硬鋼線材</td> <td data-bbox="1771 845 1906 884">JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 884 1447 970" rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td data-bbox="1447 884 1771 908">鉄線</td> <td data-bbox="1771 884 1906 908">JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 908 1771 932">溶接金網</td> <td data-bbox="1771 908 1906 932">JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 932 1771 970">ひし形金網</td> <td data-bbox="1771 932 1906 970">JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 970 1447 1080" rowspan="4">8 鋼製ぐい 及び鋼矢板</td> <td data-bbox="1447 970 1771 994">鋼管ぐい</td> <td data-bbox="1771 970 1906 994">JIS A 5525</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 994 1771 1018">H型鋼ぐい</td> <td data-bbox="1771 994 1906 1018">JIS A 5526</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1018 1771 1042">熱間圧延鋼矢板</td> <td data-bbox="1771 1018 1906 1042">JIS A 5528</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1042 1771 1080">鋼管矢板</td> <td data-bbox="1771 1042 1906 1080">JIS A 5530</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1080 1447 1222" rowspan="5">9 鋼製支保工</td> <td data-bbox="1447 1080 1771 1104">一般構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 1080 1906 1104">JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1104 1771 1128">六角ボルト</td> <td data-bbox="1771 1104 1906 1128">JIS B 1180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1128 1771 1152">六角ナット</td> <td data-bbox="1771 1128 1906 1152">JIS B 1181</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1152 1771 1176">摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td> <td data-bbox="1771 1152 1906 1176">JIS B 1186</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1176 1771 1222"></td> <td data-bbox="1771 1176 1906 1222"></td> <td data-bbox="1771 1176 1906 1222"></td> </tr> </tbody> </table>	区分／細別	品目	対応JIS規格 (参考)	I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	II 鋼材 1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H型鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186				表の追加
区分／細別	品目	対応JIS規格 (参考)																																																																													
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																													
	高炉セメント	JIS R 5211																																																																													
	シリカセメント	JIS R 5212																																																																													
	フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																													
II 鋼材 1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																													
	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																													
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																													
	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																													
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																													
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																													
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																													
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																													
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																													
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																													
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																													
6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536																																																																													
	P C鋼棒	JIS G 3109																																																																													
	ピアノ線材	JIS G 3502																																																																													
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																													
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																													
	溶接金網	JIS G 3551																																																																													
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																													
8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																													
	H型鋼ぐい	JIS A 5526																																																																													
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																													
	鋼管矢板	JIS A 5530																																																																													
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																													
	六角ボルト	JIS B 1180																																																																													
	六角ナット	JIS B 1181																																																																													
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186																																																																													

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																											
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 304 1444 360">Ⅲ 瀝青材料</td> <td data-bbox="1444 304 1765 360">舗装用石油アスファルト</td> <td data-bbox="1765 304 1904 360">日本道路 規定規格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 360 1444 384"></td> <td data-bbox="1444 360 1765 384">石油アスファルト乳剤</td> <td data-bbox="1765 360 1904 384">JIS K 2208</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 384 1444 408">Ⅳ 割ぐり石及び骨材</td> <td data-bbox="1444 384 1765 408">割ぐり石</td> <td data-bbox="1765 384 1904 408">JIS A 5006</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 408 1444 432"></td> <td data-bbox="1444 408 1765 432">道路用碎石</td> <td data-bbox="1765 408 1904 432">JIS A 5001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 432 1444 456"></td> <td data-bbox="1444 432 1765 456">アスファルト舗装用骨材</td> <td data-bbox="1765 432 1904 456">JIS A 5001</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 456 1444 480"></td> <td data-bbox="1444 456 1765 480">フィラー（舗装用石炭石粉）</td> <td data-bbox="1765 456 1904 480">JIS A 5008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 480 1444 504"></td> <td data-bbox="1444 480 1765 504">コンクリート用碎石及び砕砂</td> <td data-bbox="1765 480 1904 504">JIS A 5005</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 504 1444 528"></td> <td data-bbox="1444 504 1765 528">コンクリート用スラグ骨材</td> <td data-bbox="1765 504 1904 528">JIS A 5011</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 528 1444 552"></td> <td data-bbox="1444 528 1765 552">道路用鉄鋼スラグ</td> <td data-bbox="1765 528 1904 552">JIS A 5015</td> </tr> </table>	Ⅲ 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208	Ⅳ 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006		道路用碎石	JIS A 5001		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008		コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	表の追加
Ⅲ 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格																												
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208																												
Ⅳ 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006																												
	道路用碎石	JIS A 5001																												
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001																												
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008																												
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005																												
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011																												
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015																												
共-2-3	<p>2-4-5 玉石 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p>	<p>2-4-5 玉石 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p>	表現の変更																											
共-2-3	<p>2-4-7 その他の砂利、碎石、砂 1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。</p>	<p>2-4-7 その他の砂利、碎石、砂 1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。</p>	表現の変更 表現の変更																											
共-2-3	<p>2-5-1 一般事項 1. 道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-5-1 一般事項 1. 道路用碎石、コンクリート用等骨材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）</p>	表現の変更 追加																											
共-2-4	<p>7. 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	<p>7. 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																											

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																							
共-2-6	<p>表2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" data-bbox="297 368 1048 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)</th> <th colspan="12">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>100</th><th>80</th><th>60</th><th>50</th><th>40</th><th>30</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>40-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>30-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>40~ 75</td><td>-</td><td>10~ 35</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>25-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>30~ 70</td><td>-</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>20-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>15-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>40~ 70</td><td>0~ 15</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>10-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>0~ 40</td><td>0~ 10</td> </tr> <tr> <td>50-25¹⁾</td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>0~ 15</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>40-20¹⁾</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 15</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>30-15¹⁾</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 15</td><td>0~ 10</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p>	ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)												100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	50-5	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	-	0~ 5	-	40-5	-	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	0~ 5	-	30-5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	40~ 75	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5	25-5	-	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	0~ 10	0~ 5	20-5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5	15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5	10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10	50-25 ¹⁾	-	-	100	90~ 100	35~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-	40-20 ¹⁾	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	-	0~ 5	-	-	30-15 ¹⁾	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	0~ 10	-	-	<p>表2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" data-bbox="1126 357 1809 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)</th> <th colspan="10">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>50</th><th>40</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>13</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>30~ 70</td><td>-</td><td>-</td><td>10~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>0~ 15</td><td>0~ 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p>	ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)										50	40	25	20	15	13	10	5	2.5	40	100	95~ 100	-	35~ 70	-	-	10~ 30	0~ 5	-	25	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	-	10~ 10	0~ 5	20	-	-	100	95~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5	10	-	-	-	-	-	100	95~ 100	0~ 15	0~ 5	適用すべき諸基準との整合
ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																																																																																																																																																																									
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5																																																																																																																																																																																																														
50-5	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	-	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																														
40-5	-	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																														
30-5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	40~ 75	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																														
25-5	-	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																														
20-5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																														
15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5																																																																																																																																																																																																														
10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10																																																																																																																																																																																																														
50-25 ¹⁾	-	-	100	90~ 100	35~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-																																																																																																																																																																																																														
40-20 ¹⁾	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	-	0~ 5	-	-																																																																																																																																																																																																														
30-15 ¹⁾	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	0~ 10	-	-																																																																																																																																																																																																														
ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																																																																																																																																																																									
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5																																																																																																																																																																																																																	
40	100	95~ 100	-	35~ 70	-	-	10~ 30	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																																	
25	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	-	10~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																																	
20	-	-	100	95~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																																	
10	-	-	-	-	-	100	95~ 100	0~ 15	0~ 5																																																																																																																																																																																																																	
共-2-6	<p>2-5-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>2. 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。</p>	<p>2-5-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>2. 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。</p>	表現の変更																																																																																																																																																																																																																							

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																				
共-2-7	2-5-3 アスファルト舗装用骨材	2-5-3 アスファルト舗装用骨材	表の修正 表現の変更																																				
共-2-8	表2-6 砕石の粒度 2. 砕石の材質については、表2-9によるものとする。	表2-6 砕石の粒度 2. 砕石の材質については、表2-9の規格に適合するものとする。																																					
共-2-9	表2-9 耐久性の目標値	表2-9 安定性試験の限度	表現の変更																																				
	<p>表2-10 砕石の品質の目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率%</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量%</td> <td>30以下</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途	表層・基層	上層路盤	項目			表乾比重	2.45以上	—	吸水率%	3.0以下	—	すり減り減量%	30以下	50以下	<p>表2-10 砕石の品質の目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表乾比重 g/cm³</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率%</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量%</td> <td>30以下^{注)}</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途	表層・基層	上層路盤	項目			表乾比重 g/cm ³	2.45以上	—	吸水率%	3.0以下	—	すり減り減量%	30以下 ^{注)}	50以下	表の修正						
用途	表層・基層	上層路盤																																					
項目																																							
表乾比重	2.45以上	—																																					
吸水率%	3.0以下	—																																					
すり減り減量%	30以下	50以下																																					
用途	表層・基層	上層路盤																																					
項目																																							
表乾比重 g/cm ³	2.45以上	—																																					
吸水率%	3.0以下	—																																					
すり減り減量%	30以下 ^{注)}	50以下																																					
共-2-9	5. 鉄鋼スラグの規格は、表2-12の規格に適合するものとする。	5. 路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-12の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正																																				
共-2-9	表2-12 鉄鋼スラグの規格	<p>表2-12 鉄鋼スラグの規格</p> <p>[注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。</p>	追記																																				
		<p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>	追記																																				
共-2-10	6. 製鋼スラグの規格は、表2-13の規格に適合するものとする。	6. 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格は、表2-13の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正																																				
	<p>表2-13 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比率 (%)</th> <th>エージング期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 [注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。 [注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p>	呼び名	表乾比重	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上	<p>表2-13 鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比率 (%)</th> <th>エージング期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 [注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。 [注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p>	呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正
呼び名	表乾比重	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期																																		
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期																																		
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																		
共-2-10	<p align="center">表2-14 スクリーニングスの粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">ふるい目の開き 呼び名</th> <th colspan="6">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>4.75 mm</th> <th>2.36 mm</th> <th>600 μm</th> <th>300 μm</th> <th>150 μm</th> <th>75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリーニングス</td> <td>F. 2.5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	種類	ふるい目の開き 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 (%)						4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20	<p align="center">表2-14 スクリーニングスの粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">呼び名</th> <th colspan="6">通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">ふるい目の開き</th> </tr> <tr> <th>4.75 mm</th> <th>2.36 mm</th> <th>600 μm</th> <th>300 μm</th> <th>150 μm</th> <th>75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリーニングス</td> <td>F. 2.5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び名	通過質量百分率 (%)						ふるい目の開き						4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20	表現の変更
種類	ふるい目の開き 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																	
		4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																														
スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																														
種類	呼び名	通過質量百分率 (%)																																																			
		ふるい目の開き																																																			
		4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																														
スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																														
共-2-11	<p>2-5-4 アスファルト用再生骨材</p> <p align="center">表2-15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>旧アスファルトの含有率 (%)</th> <th>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm</th> <th>骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規格値</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75 μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。 [注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p>	項目	旧アスファルトの含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)	規格値	3.8以上	20以上	5以下	<p>2-5-4 アスファルト用再生骨材</p> <p align="center">表2-15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td colspan="2">%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td colspan="2">%</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%		3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%		5以下	適用すべき諸基準との整合																											
項目	旧アスファルトの含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)																																																		
規格値	3.8以上	20以上	5以下																																																		
旧アスファルトの含有量	%		3.8以上																																																		
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上																																																		
	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下																																																		
骨材の微粒分量	%		5以下																																																		
共-2-12	<p>2-5-5 フィラー</p> <p>3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17に適合するものとする。</p>	<p>2-5-5 フィラー</p> <p>3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17の規格に適合するものとする。</p>	表現の変更																																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																		
共-2-12	5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、およびJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、及びJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	表現の変更																																																																																																																																		
共-2-13	<p>2-5-6 安定材</p> <p style="text-align: center;">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="324 459 1041 758"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度 (1 5 ℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密 度 (1 5 ℃) g/cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p>	種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	伸 度 (1 5 ℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	密 度 (1 5 ℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p>2-5-6 安定材</p> <p style="text-align: center;">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1131 459 1870 949"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度 (1 5 ℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密 度 (1 5 ℃) g/cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟 化 点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸 度 (1 5 ℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密 度 (1 5 ℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	適用すべき諸基準との整合
種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120																																																																																																																																	
針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																																																	
軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0																																																																																																																																	
伸 度 (1 5 ℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																	
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																	
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																																																	
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下																																																																																																																																	
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																																																	
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																																																	
密 度 (1 5 ℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																	
種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																														
針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																														
軟 化 点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																														
伸 度 (1 5 ℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																														
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																														
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																														
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																														
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																														
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																														
密 度 (1 5 ℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																													
共-2-14	<p style="text-align: center;">表2-20 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="7">2/3以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="4">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="2">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および 温暖期 表面浸透 処理用</td> <td>および 寒冷期 表面浸透 処理用</td> <td>安定処理 層養生用</td> <td>及び プライム コート用</td> <td>タック コート用</td> <td>粗粒度 骨材混合 用</td> <td>密粒度 骨材混合 用</td> <td>土混り 骨材混合 用</td> <td>安定処 理剤 ・ 乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p> <p>[注] 種類記号の説明 P: 浸透用、M: 混合用 エングラード度が15以下の乳剤については JISK 2208 6.3 によって求め、15を超える乳剤については JISK 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラード度に換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上							-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性 (%)	-				5以下		-	セメント混合性 (%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上		97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-				-	主な用途	および 温暖期 表面浸透 処理用	および 寒冷期 表面浸透 処理用	安定処理 層養生用	及び プライム コート用	タック コート用	粗粒度 骨材混合 用	密粒度 骨材混合 用	土混り 骨材混合 用	安定処 理剤 ・ 乳剤	<p style="text-align: center;">表2-20 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="7">2/3以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (質量%)</td> <td colspan="4">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (質量%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (質量%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="2">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>及 温暖 期 表面 浸透 処理 用</td> <td>及 寒冷 期 表面 浸透 処理 用</td> <td>安 定 処 理 層 養 生 用</td> <td>安 定 処 理 剤 ・ 乳 剤 用</td> <td>ブ ラ イ ム コ ー ト 用</td> <td>タ ッ ク コ ー ト 用</td> <td>粗 粒 度 骨 材 混 合 用</td> <td>密 粒 度 骨 材 混 合 用</td> <td>土 混 り 骨 材 混 合 用</td> <td>セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤 安 定 処 理 混 合 剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p> <p>[注1] 種類記号の説明 P: 浸透用、M: 混合用乳剤、K: カチオン乳剤、N: ノニオン乳剤 [注2] エングラード度が15以下の乳剤については JISK 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラード試験方法によって求め、15を超える乳剤については JISK 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラード度に換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上							-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性 (質量%)	-				5以下		-	セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上		97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-				-	主な用途	及 温暖 期 表面 浸透 処理 用	及 寒冷 期 表面 浸透 処理 用	安 定 処 理 層 養 生 用	安 定 処 理 剤 ・ 乳 剤 用	ブ ラ イ ム コ ー ト 用	タ ッ ク コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤 安 定 処 理 混 合 剤	<p>適用すべき諸基準との整合</p> <p>2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されている JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。</p> <p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号および1号)、消石灰 (特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p> <p>2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されている JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 及びJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。</p> <p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																								
エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
付着度	2/3以上							-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
土まじり骨材混合性 (%)	-				5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																									
セメント混合性 (%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上		97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-				-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
主な用途	および 温暖期 表面浸透 処理用	および 寒冷期 表面浸透 処理用	安定処理 層養生用	及び プライム コート用	タック コート用	粗粒度 骨材混合 用	密粒度 骨材混合 用	土混り 骨材混合 用	安定処 理剤 ・ 乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																								
エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
付着度	2/3以上							-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
土まじり骨材混合性 (質量%)	-				5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																									
セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上		97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-				-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
主な用途	及 温暖 期 表面 浸透 処理 用	及 寒冷 期 表面 浸透 処理 用	安 定 処 理 層 養 生 用	安 定 処 理 剤 ・ 乳 剤 用	ブ ラ イ ム コ ー ト 用	タ ッ ク コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤 安 定 処 理 混 合 剤																																																																																																																																																																																																																																																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																				
共-2-16	2-7-6 ボルト用鋼材 トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）	2-7-6 ボルト用鋼材 摩擦接合用 トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）	規格名称の整合																																				
共-2-16	2-7-7 溶接材料 JIS Z 3315（ 耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ ）	2-7-7 溶接材料 JIS Z 3315（ 耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ ）	JIS規格名称の変更																																				
	JIS Z 3320（ 耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ ）	JIS Z 3320（ 耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ ）	JIS規格名称の変更																																				
共-2-17	2-7-14 鉄線じゃかご 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	2-7-14 鉄線じゃかご 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。 なお 、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	なお書き以降改行																																				
共-2-17	2-7-15 コルゲートパイプ JIS G 3471（コルゲートパイプ 及びコルゲートセクション ）	2-7-15 コルゲートパイプ JIS G 3471（ コルゲートパイプ ）	JIS改定による変更																																				
共-2-18	2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用） ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/Oとする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用） ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/Oとする。 なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	なお書き以降改行																																				
共-2-19	2-8-1 一般事項 3. セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分がないような構造とするものとする。	2-8-1 一般事項 3. 受注者は 、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分がないような構造と しなければならない 。	表現の変更																																				
	4. 受注者は 、貯蔵中に塊状になったセメント、 または 湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4. 受注者は 、貯蔵中に塊状になったセメントを、 用いてはならない 。 また 、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	表現の変更																																				
共-2-20	2-8-2 セメント 表2-21 セメントの種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">R5210</td> <td rowspan="6">ボルトランドセメント</td> <td>(1)普通ボルトランド</td> <td>低アルカリ形については付属書による</td> </tr> <tr> <td>(2)早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(3)中庸熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(4)超早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(5)低熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(6)耐硫酸塩ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形については付属書による	(2)早強ボルトランド	〃	(3)中庸熟ボルトランド	〃	(4)超早強ボルトランド	〃	(5)低熟ボルトランド	〃	(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃	2-8-2 セメント 表2-21 セメントの種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">R5210</td> <td rowspan="6">ボルトランドセメント</td> <td>(1)普通ボルトランド</td> <td>低アルカリ形を含む</td> </tr> <tr> <td>(2)早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(3)中庸熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(4)超早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(5)低熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(6)耐硫酸塩ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形を含む	(2)早強ボルトランド	〃	(3)中庸熟ボルトランド	〃	(4)超早強ボルトランド	〃	(5)低熟ボルトランド	〃	(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃	JISとの整合を図り修正
JIS番号	名称	区分	摘要																																				
R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形については付属書による																																				
		(2)早強ボルトランド	〃																																				
		(3)中庸熟ボルトランド	〃																																				
		(4)超早強ボルトランド	〃																																				
		(5)低熟ボルトランド	〃																																				
		(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃																																				
JIS番号	名称	区分	摘要																																				
R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形を含む																																				
		(2)早強ボルトランド	〃																																				
		(3)中庸熟ボルトランド	〃																																				
		(4)超早強ボルトランド	〃																																				
		(5)低熟ボルトランド	〃																																				
		(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																						
共-2-20	2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 次項以降 の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、 この項 の適用を除外することができる。	2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 本条3項、4項 の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、 本条項 の適用を除外することができる。	表現の変更 表現の変更																																																																																						
共-2-21	<p style="text-align: center;">表2-22 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="344 427 990 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積</td> <td>cm² / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄</td> <td>%</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量</td> <td>%</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 全アルカリ (Na o eq) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm ² / g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄	%	3.0 以下	強 熱 減 量	%	3.0 以下	全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下	<p style="text-align: center;">表2-22 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="1160 427 1805 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積</td> <td>cm² / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄</td> <td>%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6 %以下とする。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm ² / g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄	%	3.5 以下	強 熱 減 量	%	5.0 以下	全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下	JIS改正に伴い修正
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積	cm ² / g	2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																							
	28d	400 以下																																																																																							
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下																																																																																							
三 酸 化 硫 黄	%	3.0 以下																																																																																							
強 熱 減 量	%	3.0 以下																																																																																							
全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下																																																																																							
塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下																																																																																							
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積	cm ² / g	2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																							
	28d	400 以下																																																																																							
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下																																																																																							
三 酸 化 硫 黄	%	3.5 以下																																																																																							
強 熱 減 量	%	5.0 以下																																																																																							
全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下																																																																																							
塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下																																																																																							
共-2-21	<p>2-8-4 コンクリート用水</p> <p>1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308:2009 (レディーミクストコンクリート) 付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p>	<p>2-8-4 コンクリート用水</p> <p>1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p>	JISとの整合を図り修正																																																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。</p>	<p>2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>	適用すべき諸基準との整合
共-2-22	<p>2-9-1 一般事項 2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl⁻) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2-9-1 一般事項 2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl⁻) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とするものとする。 なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	なお書き以降改行
共-2-22	<p>2-9-2 セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-9-2 セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。</p>	表現の変更
共-2-22	<p>2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上 工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	<p>2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上 工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-2-23 共-2-24	<p>2-10-1 一般瀝青材料 2. ポリマー改質アスファルトは、表2-24の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-24に示す値に適合していることを確認しなければならない。</p>	<p>2-10-1 一般瀝青材料 2. ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-24の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-24に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。</p>	なお書き以降改行 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
共-2-26	<p style="text-align: center;">表2-26 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性(%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="3">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および表面処理用</td> <td>温暖期浸透用</td> <td>および表面処理用</td> <td>寒冷期浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>プライムコート用</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>セメント・乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p> <p>[注] 種類記号の説明 P: 浸透用, M: 混合用 エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 6.3 によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラードに換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性(%)	-							5以下	セメント混合性 (%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上			57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤	<p style="text-align: center;">表2-26 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性(質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (質量%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="3">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (質量%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>及 び 表 面 処 理 用</td> <td>温 暖 期 浸 透 用</td> <td>及 び 表 面 処 理 用</td> <td>寒 冷 期 浸 透 用</td> <td>安 定 処 理 層 養 生 用</td> <td>安 定 処 理 層 養 生 用</td> <td>プ ラ イ ム コ ー ト 用</td> <td>タ ック コ ー ト 用</td> <td>粗 粒 度 骨 材 混 合 用</td> <td>密 粒 度 骨 材 混 合 用</td> <td>土 混 り 骨 材 混 合 用</td> <td>セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p> <p>[注1] 種類記号の説明 P: 浸透用, M: 混合用乳剤, K: カチオン乳剤, N: ノニオン乳剤 エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 6.3 によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラードに換算する。 [注2] エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラード試験方法によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール試験方法によって粘度を求め、エングラードに換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性(質量%)	-							5以下	セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上			57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (質量%)	98以上			97以上			97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	及 び 表 面 処 理 用	温 暖 期 浸 透 用	及 び 表 面 処 理 用	寒 冷 期 浸 透 用	安 定 処 理 層 養 生 用	安 定 処 理 層 養 生 用	プ ラ イ ム コ ー ト 用	タ ック コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤	<p>JISとの整合を図り修正</p>
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																												
エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ふるい残留分 (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
土まじり骨材混合性(%)	-							5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
セメント混合性 (%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上			57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																												
エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
土まじり骨材混合性(質量%)	-							5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																												
蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上			57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上			97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																												
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主な用途	及 び 表 面 処 理 用	温 暖 期 浸 透 用	及 び 表 面 処 理 用	寒 冷 期 浸 透 用	安 定 処 理 層 養 生 用	安 定 処 理 層 養 生 用	プ ラ イ ム コ ー ト 用	タ ック コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	セ メ ン ト ・ ア ス フ ア ル ト 乳 剤																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共-2-28	<p>6. グースアスファルトに使用するアスファルトは、表-28に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p> <p>7. グースアスファルトは表-29の規格を標準とする。</p>	<p>6. グースアスファルトに用いるアスファルトは、表-28に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</p> <p>7. グースアスファルトは表-29に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																			
共-2-28	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="320 347 1037 544"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15~85</td> <td rowspan="6">舗装調査・試験法 便覧参照</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50~300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法 便覧参照	蒸発残留分	%	60以上	引火点 (COC)	℃	200以上	粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="1111 368 1872 564"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15~85</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A079</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧 A072	蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧 A079	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046	適用すべき諸基準との整合
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法 便覧参照																																																			
蒸発残留分	%	60以上																																																				
引火点 (COC)	℃	200以上																																																				
粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300																																																				
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																				
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																				
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧 A072																																																			
蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧 A079																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																			
粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
共-2-29	<p>表2-31 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="347 639 1023 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装調査・試験法 便覧参照</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50~300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法 便覧参照	粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<p>表2-31 再生用添加剤の品質（オイル系）</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="1135 655 1852 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046	適用すべき諸基準との整合														
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法 便覧参照																																																			
粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300																																																				
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																				
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																				
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																			
粘 度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
共-2-30	<p>2-13-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。</p> <p>4. 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>5. 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。</p>	<p>2-13-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。</p> <p>4. 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>5. 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																			
		<p>表2-32 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1135 868 1805 1066"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s 80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td>℃ 230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>% ±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃)	mm ² /s 80~1,000	引火点	℃ 230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	% ±3以下	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成分析	報告																																						
項目	標準的性状																																																					
動粘度 (60℃)	mm ² /s 80~1,000																																																					
引火点	℃ 230以上																																																					
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																					
薄膜加熱質量変化率	% ±3以下																																																					
密度 (15℃) g/cm ³	報告																																																					
組成分析	報告																																																					

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-30	2-14-1 道路標識 (4) 反射シート なお、表2-33、表2-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 受注者は監督職員の確認を得 なければならない。	2-14-1 道路標識 (4) 反射シート なお、 受注者は 、表2-33、表2-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 受注者は監督職員の確認を受け なければならない。	表現の変更
共-2-31	表2-33 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) による。	表2-33 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。	注釈の修正
	表2-34 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) による。	表2-34 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。	注釈の修正
共-2-31	2-14-2 区画線 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温) 2種 (H加熱) 3種1号 (H溶解)	2-14-2 区画線 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温) 2種 (H加熱) 3種1号 (H溶解)	削除
共-2-32	2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充てん、ライニング注入等は 設計図書 によらなければならない。	2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は 設計図書 によらなければならない。	表現の変更
共-3-1	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、 下記の 基準類による。これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は 監督職員と協議 しなければならない。	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、 以下の 基準類による。これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は 監督職員と協議 しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成24年3月)	改定による修正
	道路橋示方書・同解説 (I 共通編III コンクリート編) (平成14年3月)	道路橋示方書・同解説 (I 共通編III コンクリート編) (平成24年3月)	改定による修正
	道路橋示方書・同解説 (I 共通編IV 下部構造編) (平成14年3月)	道路橋示方書・同解説 (I 共通編IV 下部構造編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 アスファルト舗装要綱 (平成10年6月)	日本道路協会 アスファルト舗装要綱 (平成10年6月)	削除
	日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱 (昭和59年2月)	日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱 (昭和59年2月)	削除
	環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (平成15年11月5日)	環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (平成23年10月)	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-2	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	改定による修正
	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（昭和61年11月）	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	改定による修正
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	改定による修正
		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	新刊の追加
	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	誤謬
	ずい道工事における換気技術指針（設計および保守管理）（平成17年6月）	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	改定による修正
共-3-2	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成20年3月）	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	改定による修正
	3-3-1 一般事項 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	3-3-1 一般事項 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
共-3-2 共-3-3	3-3-2 材料 3. 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（保安用反射シート及びテープ）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （3）ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	3-3-2 材料 3. 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （3）ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	JIS改定に伴い修正
共-3-4	② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																				
	<p style="text-align: center;">表3-1 反射体 (単位: c d / 10.76 lx)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角 \ 入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角 \ 入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p style="text-align: center;">表3-1 反射体 (単位: c d / 10.76 lx)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角 \ 入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角 \ 入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	4	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	誤謬
観測角 \ 入射角	白色			橙色																																																																			
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																	
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																	
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																	
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																	
観測角 \ 入射角	白色			橙色																																																																			
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																	
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																	
0.5°	17	4	10	11	9	6																																																																	
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																	
共-3-5	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) 11. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) 11. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				
共-3-6	<p>3-3-4 矢板工 2. 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-3-4 矢板工 2. 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				
	<p>8. 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
	<p>18. 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。</p>	<p>18. 受注者は、控え版の据付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
共-3-7	<p>3-3-5 法枠工 2. 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。</p>	<p>3-3-5 法枠工 2. 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
	<p>4. 受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく、取除くことが困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく、取除くことが困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-8	10. 受注者 は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を 充てん しながら施工しなければならない。	10. 受注者 は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を 充填 しながら施工しなければならない。	表現の変更
	11. 受注者 は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで 充てん しなければならない。	11. 受注者 は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで 充填 しなければならない。	表現の変更
	12. 受注者 は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 設計図書 によるものとする	12. 受注者 は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 設計図書 によるものとする。	なお書き以降改行
共-3-8	16. 受注者 は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げる ものとする 。	16. 受注者 は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げ なければならない 。	表現の変更
共-3-8	3-3-6 吹付工 1. 受注者 は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 設計図書 によるものとする。	3-3-6 吹付工 1. 受注者 は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 設計図書 によるものとする。	なお書き以降改行
	6. 受注者 は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去 および 清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	6. 受注者 は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去 及び 清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	表現の変更
	7. 受注者 は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げる ものとする 。	7. 受注者 は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げ なければならない 。	表現の変更
共-3-8	3-3-7 植生工 2. 受注者 は、使用する材料の種類、品質、配合については、 設計図書 によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、 監督職員の承諾 を得なければならない。	3-3-7 植生工 2. 受注者 は、使用する材料の種類、品質 及び 配合については、 設計図書 によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、 監督職員の承諾 を得なければならない。	表現の変更
共-3-9	7. 受注者 は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固める ものとする 。	7. 受注者 は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固め なければならない 。	表現の変更
	10. 夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行う ものとする 。	10. 夏季における晴天時の散水 については 、日中を避け朝または夕方に行 わなければならない 。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-10	11. 受注者 は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、 受注者 は再度施工しなければならない。	11. 受注者 は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、 受注者 は再度施工しなければならない。	なお書き以降改行
	12. 種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12. 受注者 は、種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) 種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備・保管し、 監督職員又は検査職員 から請求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。	(1) 受注者 は、種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備・保管し、 監督職員または検査職員 から請求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。	表現の変更
	(2) 施工時期については、 設計図書 によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	(2) 受注者 は、施工時期については、 設計図書 によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	表現の変更
	13. 厚層基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	13. 受注者 は、厚層基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	表現の変更
14. 植生ネット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	14. 受注者 は、植生ネット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	表現の変更	
共-3-11	3-3-9 小型標識工 4. 受注者 は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ 施工計画書 にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に 確認 しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。	3-3-9 小型標識工 4. 受注者 は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ 施工計画書 にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に 確認 しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。	なお書き以降改行
共-3-12	15. 受注者 は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ) 2種の(HDZ55) 550g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/㎡ (片面の付着量) 以上とするものとする。	15. 受注者 は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ) 2種の(HDZ55) 550g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-12	16. 受注者 は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	16. 受注者 は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	なお書き以降改行
	18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとするものとする。	18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。	表現の変更
	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを 確認 して行うものとする。	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを 確認 して行わなければならない。	表現の変更
共-3-14	3-3-14 桁製作工 1. 製作加工については、 下記 の規定によるものとする。 (1) 原 寸 ③ 受注者 は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	3-3-14 桁製作工 1. 製作加工については、 以下 の規定によるものとする。 (1) 原 寸 ③ 受注者 は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	(2) 工 作 ③ 受注者 は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとする。なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	(2) 工 作 ③ 受注者 は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、により行うものとする。 なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。 なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	なお書き以降改行
	④ 受注者 は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は 1～2mmの直線または曲面状に面取りを行わなければならない 。	④ 受注者 は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は 面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする 。	表現の変更
	⑥ 受注者 は、孔あけにあたって、 設計図書 に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	⑥ 受注者 は、孔あけにあたって、 設計図書 に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-15	また、仮組立時以前に主要部材に 設計図書 に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、 NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。	また、仮組立時以前に主要部材に 設計図書 に示す径を孔あけする場合は、 NC穿孔機または型板 を使用するものとする。	表現の変更
	⑦ 受注者 は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	⑦ 受注者 は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	なお書き以降改行
	表3-3 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向） （3）溶接施工	表3-3 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向） （3）溶接施工	注釈の修正 誤謬
共-3-16	① 受注者 は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、 次の事項を施工計画書 に記載しなければならない。	① 受注者 は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、 以下の事項を施工計画書 に記載しなければならない。	表現の変更
	1) 鋼材の種類と特性	1) 鋼材の種類 及び 特性	表現の変更
	2) 溶接材料の種類と特性	2) 溶接材料の種類 及び 特性	表現の変更
	4) 継手の形状と精度	4) 継手の形状 及び 精度	表現の変更
	5) 溶接環境や使用設備	5) 溶接環境 及び 使用設備	表現の変更
	6) 溶接施工条件や留意事項	6) 溶接施工条件 及び 留意事項	表現の変更
	（4）溶接施工試験 ① 受注者 は、 次の事項 のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。	（4）溶接施工試験 ① 受注者 は、 以下の事項 のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。	表現の変更
なお、すでに過去に同等 もしくは それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、 監督職員の承諾 を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 1) SM570 または SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3) 被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガス あるいは ArとCO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	なお、すでに過去に同等 または それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、 監督職員の承諾 を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3) 被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガス または ArとCO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	表現の変更	
② 受注者 は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 下記 によるものとする。	② 受注者 は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 以下 によるものとする。	表現の変更	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-17	2) 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	2) 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行うものとする。	表現の変更
	3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	なお書き以降改行
	(5) 組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で仮付け溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず仮付を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	(5) 組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で仮付け溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	適用すべき諸基準との整合
	(6) 材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が満足されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。	(6) 材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。	表現の変更
	① 開先溶接 板厚方向の材片偏心： $t \leq 50$	① 開先溶接 板厚方向の材片の偏心： $t \leq 50$	
共-3-18	(7) 組立溶接 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	(7) 組立溶接 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	表現の変更
	(9) 溶接施工上の注意 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	(9) 溶接施工上の注意 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	追記
		③ 受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。	追記

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																												
共-3-18	<p>③ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。</p>	<p>④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。</p>	表現の変更																																																												
		<p>⑤ 受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。</p>	追記																																																												
	<p>④ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。</p>	<p>⑥ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。</p>	⑤追加による番号のずれ																																																												
	<p>⑤ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。</p>	<p>⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。</p>	⑤追加による番号のずれ																																																												
共-3-19	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>撮 影 枚 数</th> <th>超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引 張 フ ラ ン ジ</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 フ ラ ン ジ</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 部 材</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 (引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数	引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	1	圧 縮 部 材	5	1枚	1	曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1	腹 部 材	応力に直角な方向の継手	1	1 (引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1 (端部を含む)	鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	1	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮 影 枚 数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引 張 フ ラ ン ジ</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 フ ラ ン ジ</td> <td>5</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 部 材</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮 影 枚 数	検査長さ	引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1枚 (端部を含む)	曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1枚 (端部を含む)	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1枚 (端部を含む)	腹 部 材	応力に直角な方向の継手	1	1枚 (引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1枚 (端部を含む)	鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	表の修正
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数																																																												
引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	1																																																												
圧 縮 部 材	5	1枚	1																																																												
曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1																																																												
	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1																																																												
腹 部 材	応力に直角な方向の継手	1	1 (引張側)																																																												
	応力に平行な方向の継手	1	1 (端部を含む)																																																												
鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	1																																																												
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																												
		撮 影 枚 数	検査長さ																																																												
引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする																																																												
圧 縮 部 材	5	1枚 (端部を含む)																																																													
曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1		1枚 (端部を含む)																																																											
	圧 縮 フ ラ ン ジ	5		1枚 (端部を含む)																																																											
腹 部 材	応力に直角な方向の継手	1		1枚 (引張側)																																																											
	応力に平行な方向の継手	1		1枚 (端部を含む)																																																											
鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)																																																													
	<p>② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-6に示す非破壊試験に従い行わなければならない。また、その他の部材の完全溶込み突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。</p>	<p>② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-6に示す非破壊試験に従い行わなければならない。また、その他の部材の完全溶込み突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。</p>	表現の変更																																																												

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																								
共-3-20	<p align="center">表3-6 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" data-bbox="291 311 1075 550"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	<p align="center">表3-6 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" data-bbox="1108 311 1892 574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を 原則 とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	表現の変更
	部 材		放射線透過試験	超音波探傷試験																							
		撮影箇所	検査長さ																								
	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする																									
	主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																										
	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																								
	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																								
撮影箇所		検査長さ																									
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を 原則 とする																										
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																											
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																									
また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。	なお書き以降改行																									
④ 受注者 は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合もわれを発生させてはならない。われの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探傷法により検査するものとする。	④ 受注者 は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合もわれを発生させてはならない。われの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷 試験 または浸透 探傷試験 により検査するものとする。	適用すべき諸基準との整合																									
⑤ 受注者 は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み グループ 溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	⑤ 受注者 は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み 開先 溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	適用すべき諸基準との整合																									
	⑥ 外部きずの検査 について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 内部きずの検査 について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に基づく次の1）～3）に示す資格を有していなければならない。	適用すべき諸基準との整合																									
	1）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									
	2）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									
	3）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																												
共-3-21	<p>(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表3-7に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p>	<p>(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表3-7に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>																												
	<p>(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-8によるものとする。</p>	<p>(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-8によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>																												
	<p>表3-8 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>鋼材表面温度</th> <th>冷却法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調質鋼(Q)</td> <td>750℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱加工制御鋼(TMC)</td> <td>Ceq>0.38</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td>Ceq≤0.38</td> <td>加熱直後水冷または空冷</td> </tr> <tr> <td>その他の鋼材</td> <td>900℃以下</td> <td>赤熱状態からの水冷をさける</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	鋼材表面温度	冷却法	調質鋼(Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷	熱加工制御鋼(TMC)	Ceq>0.38	空冷または空冷後600℃以下で水冷	Ceq≤0.38	加熱直後水冷または空冷	その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける	<p>表3-8 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>鋼材表面温度</th> <th>冷却法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調質鋼(Q)</td> <td>750℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱加工制御鋼(TMC)</td> <td>Ceq>0.38</td> <td>空冷または空冷後500℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td>Ceq≤0.38</td> <td>加熱直後水冷または空冷</td> </tr> <tr> <td>その他の鋼材</td> <td>900℃以下</td> <td>赤熱状態からの水冷をさける</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	鋼材表面温度	冷却法	調質鋼(Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷	熱加工制御鋼(TMC)	Ceq>0.38	空冷または空冷後 500℃ 以下で水冷	Ceq≤0.38	加熱直後水冷または空冷	その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける	
鋼種	鋼材表面温度	冷却法																													
調質鋼(Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																													
熱加工制御鋼(TMC)	Ceq>0.38	空冷または空冷後600℃以下で水冷																													
	Ceq≤0.38	加熱直後水冷または空冷																													
その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける																													
鋼種	鋼材表面温度	冷却法																													
調質鋼(Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																													
熱加工制御鋼(TMC)	Ceq>0.38	空冷または空冷後 500℃ 以下で水冷																													
	Ceq≤0.38	加熱直後水冷または空冷																													
その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける																													
共-3-22	<p>(14) 仮組立て</p> <p>表3-9 ボルト孔の径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦/引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>(14) 仮組立て</p> <p>表3-9 ボルト孔の径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦接合 引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)		摩擦接合 引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>表現の変更</p>
	ボルトの呼び		ボルトの孔の径(mm)																												
		摩擦/引張接合	支圧接合																												
M20	22.5	21.5																													
M22	24.5	23.5																													
M24	26.5	25.5																													
ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)																														
	摩擦接合 引張接合	支圧接合																													
M20	22.5	21.5																													
M22	24.5	23.5																													
M24	26.5	25.5																													
	<p>ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。</p>	<p>ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>																												

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																
共-3-23	<p align="center">表 3-10 ボルト孔の径の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径許容差(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦/引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	+0.5	±0.3	M22	+0.5	±0.3	M24	+0.5	±0.3	<p align="center">表 3-10 ボルト孔の径の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径許容差(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦接合 引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)		摩擦接合 引張接合	支圧接合	M20	+0.5	±0.3	M22	+0.5	±0.3	M24	+0.5	±0.3	表現の変更																				
	ボルトの呼び		ボルトの孔の径許容差(mm)																																																
摩擦/引張接合		支圧接合																																																	
M20	+0.5	±0.3																																																	
M22	+0.5	±0.3																																																	
M24	+0.5	±0.3																																																	
ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)																																																		
	摩擦接合 引張接合	支圧接合																																																	
M20	+0.5	±0.3																																																	
M22	+0.5	±0.3																																																	
M24	+0.5	±0.3																																																	
	<p align="center">表 3-11 ボルト孔の貫通率及び停止率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ねじの呼び</th> <th rowspan="2">貫通ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">貫通率(%)</th> <th rowspan="2">停止ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">停止率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摩擦/引張接合</td> <td>M20</td> <td>21.0</td> <td>100</td> <td>23.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M22</td> <td>23.0</td> <td>100</td> <td>25.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M24</td> <td>25.0</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>80以上</td> </tr> </tbody> </table>		ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)	摩擦/引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上		M22	23.0	100	25.0	80以上		M24	25.0	100	27.0	80以上	<p align="center">表 3-11 ボルト孔の貫通率及び停止率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ねじの呼び</th> <th rowspan="2">貫通ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">貫通率(%)</th> <th rowspan="2">停止ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">停止率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摩擦接合 引張接合</td> <td>M20</td> <td>21.0</td> <td>100</td> <td>23.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M22</td> <td>23.0</td> <td>100</td> <td>25.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M24</td> <td>25.0</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>80以上</td> </tr> </tbody> </table>		ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)	摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上		M22	23.0	100	25.0	80以上		M24	25.0	100	27.0	80以上	表現の変更
	ねじの呼び							貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)																																								
		摩擦/引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上																																												
	M22	23.0	100	25.0	80以上																																														
	M24	25.0	100	27.0	80以上																																														
	ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)																																														
						摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上																																								
	M22	23.0	100	25.0	80以上																																														
	M24	25.0	100	27.0	80以上																																														
共-3-23 共-3-25	<p>3-3-15 工場塗装工 12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 (6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	<p>3-3-15 工場塗装工 12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																																																
共-3-26	<p>3-3-16 コンクリート面塗装工 3. 受注者は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p>	<p>3-3-16 コンクリート面塗装工 3. 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p>	表現の変更																																																
共-3-26	<p>3-4-1 一般事項 2. 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。</p>	<p>3-4-1 一般事項 2. 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。</p>	表現の変更																																																
共-3-27	<p>3-4-2 土台基礎工 3. 受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。 7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度とするものとする。</p>	<p>3-4-2 土台基礎工 3. 受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。 7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																																																
共-3-27	<p>3-4-4 既製杭工 2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書によるものとする。</p>	<p>3-4-4 既製杭工 2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。</p>	適用すべき諸基準との適合																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>適用すべき諸基準との適合</p>
	<p>4. 受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-28	<p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-29	16. 受注者 は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は 設計図書 に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。	16. 受注者 は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は 設計図書 に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。	表現の変更
	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	表現の変更
	18. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な 処理 を行わなければならない。	18. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な 処置 を行わなければならない。	表現の変更
	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者 は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者 は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を 溶接継手による場合 については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、 検査及び記録 を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、 以下 の規定による。	表現の変更
共-3-30	(7) 受注者 は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-13の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	(7) 受注者 は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-13の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	表現の変更
	(8) 受注者 は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の 確認 を行わなければならない。なお、 確認 の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	(8) 受注者 は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の 確認 を行わなければならない。なお、 確認 の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	なお書き以降改行
	(10) 受注者 は、本項(7)及び(8)の 当該 記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	(10) 受注者 は、本項(7)及び(8)のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管 し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(11) 受注者 は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を 確認 のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。	(11) 受注者 は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を 確認 のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行 わなければならない 。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行 わなければならない 。	表現の変更
共-3-30	3-4-5 場所打杭工 1. 受注者 は、 設計図書 に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、 設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 設計図書 に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	3-4-5 場所打杭工 1. 受注者 は、 試験杭の施工 に際して、 設計図書 に従って試験杭を施工しなければならない。また、 設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 試験杭を施工しなければならない 。 なお、 設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 設計図書 に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	適用すべき諸基準との適合
共-3-31	2. 受注者 は、杭長決定の管理方法等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	2. 受注者 は、杭長決定の管理方法等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更
	3. 受注者 は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	3. 受注者 は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを掘削土 等 の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	表現の変更
	9. 受注者 は、場所打杭工の施工にあたり、 設計図書 に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより 確認 し、その資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。また、 受注者 は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	9. 受注者 は、場所打杭工の施工にあたり、 設計図書 に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより 確認 し、その資料を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。また、 受注者 は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-32	12. 受注者 は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	12. 受注者 は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	適用すべき諸基準との適合
	18. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	18. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置 を行わなければならない。	表現の変更
	19. 受注者 は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。	19. 受注者 は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。	誤謬
	23. 受注者 は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を 確認 するとともに、その状況について写真撮影を行い 監督職員に提出するものとする。 その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について 監督職員と協議を行うものとする。	23. 受注者 は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を 確認 するとともに、その状況について写真撮影を行い 監督職員に提出しなければならない。 その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について 監督職員と協議しなければならない。	表現の変更
共-3-32	3-4-6 深礎工 2. 受注者 は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行うものとする。	3-4-6 深礎工 2. 受注者 は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 わなければならない。	表現の変更
	3. 受注者 は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、 監督職員と協議 しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 うものとする。	3. 受注者 は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、 監督職員と協議 しなければならない。また、 土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 わなければならない。	適用すべき諸基準との適合 なお書き以降改行
共-3-33	4. 受注者 は、孔底が 設計図書 に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより 確認 し、その資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	4. 受注者 は、孔底が 設計図書 に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより 確認 し、その資料を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-33	6. 受注者 は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	6. 受注者 は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、 適切な仮計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに 、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。 鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	適用すべき諸基準との適合
	7. 鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。 これにより難い場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	7. 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。 これにより難い場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	適用すべき諸基準との適合
	8. 受注者 は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを 確認 しておかなければならない。	8. 受注者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておかなければならない。	削除
	9. 受注者 は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が 設計図書 に示されていない場合には、 監督職員の承諾 を得なければならない。	8. 受注者 は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が 設計図書 に示されていない場合には、 監督職員の承諾 を得なければならない。	なお書き以降改行 8削除による番号のずれ
	10. 裏込材注入圧力は、低圧 (0.1N/mm ² 程度) とするが、これにより難い場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	9. 裏込材注入圧力は、低圧 (0.1N/mm ² 程度) とするが、これにより難い場合は、 監督職員の承諾 を得なければならない。	8削除による番号のずれ
	11. 受注者 は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、 監督職員と協議 しなければならない。	10. 受注者 は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、 監督職員と協議 しなければならない。	8削除による番号のずれ
	12. 受注者 は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出るだけ小さくするようにしなければならない。	11. 受注者 は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出るだけ小さくするようにしなければならない。	8削除による番号のずれ
13. 受注者 は、グラウトの注入方法については、 施工計画書 に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、 監督職員 の請求があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	12. 受注者 は、グラウトの注入方法については、 施工計画書 に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、 監督職員 の請求があった場合は直ちに 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	8削除による番号のずれ	
14. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な 処理 を行わなければならない。	13. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な 処置 を行わなければならない。	8削除による番号のずれ 表現の変更	
共-3-33	3-4-7 オープンケーソン基礎工 4. 受注者 は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	3-4-7 オープンケーソン基礎工 4. 受注者 は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-34	5. 受注者 は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に 監督職員 と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	5. 受注者 は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に 監督職員 と協議しなければならない。 なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	なお書き以降改行
	9. 受注者 は、オープンケーソンが 設計図書 に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が 設計図書 を満足することを 確認 し、その資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	9. 受注者 は、オープンケーソンが 設計図書 に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が 設計図書 を満足することを 確認 し、その資料を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更
	13. 受注者 は、中詰充 てん を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	13. 受注者 は、中詰充 填 を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	表現の変更
	15. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	15. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適切な処置 を行わなければならない。	表現の変更
共-3-34	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 3. 受注者 は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 3. 受注者 は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更
共-3-35	7. 受注者 は、ニューマチックケーソンが 設計図書 に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を 確認 するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して 設計図書 との適合を 確認 するとともに、 確認 のための資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	7. 受注者 は、ニューマチックケーソンが 設計図書 に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を 確認 するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して 設計図書 との適合を 確認 するとともに、 確認 のための資料を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更
	13. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、 適正な処置 を行わなければならない。	13. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置 を行わなければならない。	表現の変更
共-3-35	3-4-9 鋼管矢板基礎工 1. 受注者 は、鋼管矢板基礎工の施工においては、 設計図書 に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 ただし、設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 設計図書 に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工 しなければならない 。	3-4-9 鋼管矢板基礎工 1. 受注者 は、鋼管矢板基礎工の施工においては、 設計図書 に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 また、設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない 。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
		なお、 設計図書 に示されていない場合には、各基礎ごとに、 設計図書 に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	なお書き以降改行
共-3-36	2. 受注者 は、あらかじめ杭長決定の管理方法を定め 施工計画書 に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	2. 受注者 は、あらかじめ杭長決定の管理方法を定め 施工計画書 に記載し施工にあたり施工記録を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	表現の変更
	5. 受注者 は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。	5. 受注者 は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工（ 床堀り・埋戻し ）の規定により、これを埋戻さなければならない。	表現の変更
	11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
共-3-37	(1) 受注者 は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	(1) 受注者 は、鋼管矢板の現場継手を 溶接継手による場合 については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査 及び記録 を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	表現の変更
	(7) 受注者 は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行 うものとする 。	(7) 受注者 は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行 わなければならない 。	なお書き以降改行
	(8) 受注者 は、鋼管矢板の溶接完了後、 設計図書 に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を 確認 しなければならない。なお、 確認 の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	(8) 受注者 は、鋼管矢板の溶接完了後、 設計図書 に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を 確認 しなければならない。なお、 確認 の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	なお書き以降改行
	(9) 受注者 は、本項(7)及び(8)の 当該 記録を整備・保管し、 監督職員 の要請があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	(9) 受注者 は、本項(7)及び(8)のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の整備及び保管し、監督職員 の要請があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに検査時まで 提出 しなければならない。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-38	13. 受注者 は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を 確認 しながら施工しなければならない。 受注者 は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を 確認 後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	13. 受注者 は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで 二 方向から鉛直性を 確認 しながら施工しなければならない。 受注者 は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を 確認 後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	表現の変更
	14. 受注者 は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については 設計図書 によるものとする。	14. 受注者 は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については 設計図書 によるものとする。	表現の変更
	15. 受注者 は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、 設計図書 の定めによる中詰材を直ちに充 てん しなければならない。	15. 受注者 は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、 設計図書 の定めによる中詰材を直ちに充 填 しなければならない。	表現の変更
	23. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、 適正 な処理を行わなければならない。	23. 受注者 は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置 を行わなければならない。	表現の変更
24. 受注者 は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 てん しなければならない。	24. 受注者 は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 填 しなければならない。	表現の変更	
共-3-38	3-5-1 一般事項 1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	3-5-1 一般事項 1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
	6. 受注者 は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充 てん しなければならない。	6. 受注者 は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充 填 しなければならない。	表現の変更
共-3-39	3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定によるものとする。	表現の変更
共-3-39	3-5-3 コンクリートブロック工 4. 受注者 は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 てん した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3-5-3 コンクリートブロック工 4. 受注者 は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 填 した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	表現の変更
	7. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 てん した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を3cmまでに抑えなければならない。	7. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 填 した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を3cmまでに抑えなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-40	8. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、 設計図書 に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	8. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、 設計図書 に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	なお書き以降改行
	9. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については 設計図書 に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	9. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については 設計図書 に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。	なお書き以降改行
	12. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 監督職員 の 承諾 を得なければ、 モルタル目地を塗って はならない。	12. 受注者 は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書 に関して 監督職員 の 承諾 を得なければならない。	表現の変更
共-3-41	13. 受注者 は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように 施工するものとする 。	13. 受注者 は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように 施工しなければならない 。	表現の変更
	14. 受注者 は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。	14. 受注者 は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充 填 し、表面を平滑に仕上げなければならない。	表現の変更
共-3-41	3-5-4 緑化ブロック工 4. 受注者 は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、 受注者 の負担において再度施工しなければならない。	3-5-4 緑化ブロック工 4. 受注者 は、工事完 成 引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、 受注者 の負担において再度施工しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																						
共-3-41	<p>3-5-5 石積(張)工</p> <p>3. 受注者は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-5-5 石積(張)工</p> <p>3. 受注者は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																						
共-3-43	<p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p style="text-align: center;">表3-15 下層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>※6 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>※20 以上 [30 以上]</td> </tr> <tr> <td>高炉徐冷スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製鋼スラグ</td> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E004</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。 ② 鉄鋼スラグには PI は適用しない。 ③ アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 40 cm より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[]内の数値を適用する。なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。 ④ 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。 ⑤ 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6 ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。</p>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下	エージング期間	—	6 ヶ月以上	<p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p style="text-align: center;">表3-15 下層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>※6 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>※20 以上 [30 以上]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)</td> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)</td> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E004</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。 ② 鉄鋼スラグには PI は適用しない。 ② アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 40 cm より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[]内の数値を適用する。なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。 ③ 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。 ④ エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下	エージング期間	—	6 ヶ月以上	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																					
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下																																																					
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]																																																					
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし																																																					
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下																																																					
エージング期間		—	6 ヶ月以上																																																						
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																					
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下																																																					
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]																																																					
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上																																																					
		呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし																																																					
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上																																																					
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下																																																					
エージング期間		—	6 ヶ月以上																																																						
共-3-44	<p style="text-align: center;">表3-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	<p style="text-align: center;">表3-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下 安定性損失率 20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	適用すべき諸基準との整合																		
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																																						
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																			
共-3-44	<p align="center">表3-18 上層路盤の品質規格</p> <p>(注) 表3-17、表3-18に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。</p>	<p align="center">表3-18 上層路盤の品質規格</p> <p>(注) 表3-17、表3-18に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>	注釈の修正																			
共-3-45	<p align="center">表3-19 粒度調整路盤材の粒度範囲</p> <p>8. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-10-1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100～120を除く40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。</p>	<p align="center">表3-19 粒度調整路盤材の粒度範囲</p> <p>8. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-10-1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100～120を除く40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。</p>	表の修正 適用すべき諸基準との整合																			
共-3-46	<p align="center">表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="315 740 1081 868"> <thead> <tr> <th>項目 名称</th> <th>旧アスファルトの 含有率 (%)</th> <th>旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm</th> <th>骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] 各項目は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p>	項目 名称	旧アスファルトの 含有率 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)	アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上	5以下	<p align="center">表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="1111 735 1883 855"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td align="center">1/10mm 20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td align="center">MPa/mm 1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	表現の変更
項目 名称	旧アスファルトの 含有率 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)																			
アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上	5以下																			
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																				
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上																				
	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下																				
骨材の微粒分量	%	5以下																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	11. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編2-10-1一般瀝青材料に示す100～120を除く40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。	11. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編2-10-1一般瀝青材料に示す 100～120を除く 40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準との適合
	12. 受注者 は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	12. 受注者 は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	
	(1) 受注者 は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に 監督職員の承諾 を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に 監督職員に提示 することで品質証明書に代えるものとする。	(1) 受注者 は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に 監督職員の承諾 を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に 監督職員に提示 することで品質証明書に代えるものとする。	なお書き以降改行
共-3-48	3-6-3 コンクリート舗装の材料 3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、 設計図書 に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3-6-3 コンクリート舗装の材料 3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、 設計図書 に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	表現の変更
	4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、 設計図書 に示す場合を除き、 L、A及びB交通 においては4.5MPa、また C交通 においては5.0MPaとするものとする。	4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、 設計図書 に示す場合を除き、 交通区分N3、N4及びN5 においては4.5MPa、また N6 においては5.0MPaとするものとする。	適用すべき諸基準との適合
共-3-49 共-3-50	3-6-5 アスファルト舗装工 表3-24 安定処理路盤の品質規格 (4) 監督職員の承諾 したセメント量及び石灰量と、 設計図書 に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、 契約変更を行わないものとする。	3-6-5 アスファルト舗装工 表3-24 安定処理路盤の品質規格 (4) 監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	表の修正 削除
	(5) 受注者 は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 監督職員の承諾 を得なければならない。	(4) 受注者 は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 監督職員の承諾 を得なければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(6) 受注者 は、 監督職員が承諾 した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(5) 受注者 は、 監督職員が承諾 した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-51	(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	(9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。	(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	(11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	(14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-52	(17) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(16) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(18) 養生期間及び養生方法は、 設計図書 によるものとする。	(17) 養生期間及び養生方法は、 設計図書 によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(19) 受注者 は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(18) 受注者 は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
共-3-53	4. 受注者 は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (4) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 監督職員 の 承諾 を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を 監督職員 が 承諾 した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	4. 受注者 は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (4) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 監督職員 の 承諾 を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を 監督職員 が 承諾 した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	なお書き以降改行
共-3-53	(24) 受注者 は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	(24) 受注者 は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	なお書き以降改行
共-3-55	3-6-6 コンクリート舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	
共-3-56	3. 受注者 は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (4) 監督職員 の 承諾 したセメント量及び石灰量と、 設計図書 に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、 契約変更を行わないものとする。	3. 受注者 は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (4) 監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	削除
	(5) 受注者 は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 監督職員 の 承諾 を得なければならない。	(4) 受注者 は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 監督職員 の 承諾 を得なければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(6) 受注者 は、 監督職員 が 承諾 した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(5) 受注者 は、 監督職員 が 承諾 した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-57	<p>(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。</p>	<p>(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p>	<p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。</p>	<p>(9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。</p>	<p>(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。</p>	<p>(11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。</p>	<p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。</p>	<p>(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p>	<p>(14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	<p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(17) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(16) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(18) 養生期間及び養生方法は、 設計図書 によるものとする。	(17) 養生期間及び養生方法は、 設計図書 によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(19) 受注者 は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(18) 受注者 は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	4. 受注者 は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	4. 受注者 は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
	(4) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 監督職員 の 承諾 を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を 監督職員 が 承諾 した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	(4) 受注者 は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 監督職員 の 承諾 を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を 監督職員 が 承諾 した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	なお書き以降改行
共-3-58	(8) 受注者 は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	(8) 受注者 は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	なお書き以降改行
共-3-60	8. 受注者 は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・ 荷物卸し にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	8. 受注者 は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・ 荷卸し にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	表現の変更
共-3-66 共-3-67	3-7-2 路床安定処理工 7. 受注者 は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。	3-7-2 路床安定処理工 7. 受注者 は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 また 、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-67	<p>3-7-4 表層安定処理工</p> <p>3. 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台上に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p>	<p>3-7-4 表層安定処理工</p> <p>3. 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台上に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
	<p>6. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。</p>	<p>6. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-67 共-3-68	<p>3-7-5 パイルネット工</p> <p>4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを埋戻ししなければならない。</p>	<p>3-7-5 パイルネット工</p> <p>4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定により、これを埋戻ししなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>(10) 受注者は、殻運搬処理にあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>(10) 受注者は、殻運搬処理にあたっては、運搬物が飛散しないように適切な処置を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-68	<p>3-7-7 バーチカルドレーン工</p> <p>2. 受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんしたことを確認しなければならない。</p>	<p>3-7-7 バーチカルドレーン工</p> <p>2. 受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-69	<p>3-7-9 固結工</p> <p>7. 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督職員の確認を得なければならない。</p>	<p>3-7-9 固結工</p> <p>7. 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>9. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。</p>	<p>9. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-3-70	<p>3-8-2 輸送工</p> <p>2. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>3-8-2 輸送工</p> <p>2. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-70	<p>3-9-1 一般事項 1. 本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>3-9-1 一般事項 1. 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り・埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
共-3-70	<p>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
共-3-70	<p>3-9-3 構造物取壊し工 2. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 4. 受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p>	<p>3-9-3 構造物取壊し工 2. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 4. 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更
共-3-71	<p>3-9-6 道路付属物撤去工 3. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p>	<p>3-9-6 道路付属物撤去工 3. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-72	<p>3-9-12 緑石撤去工 3. 受注者は、歩車道境界ブロックおよび地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。</p>	<p>3-9-12 緑石撤去工 3. 受注者は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-72 共-3-73	<p>3-9-14 骨材再生工 6. 受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。</p>	<p>3-9-14 骨材再生工 6. 受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>8. 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の設備方法について変更が伴う場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-73	<p>3-9-15 運搬処理工 3. 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p>	<p>3-9-15 運搬処理工 3. 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたりては、運搬物が飛散しないよう適正に処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-74	<p>3-10-2 工事用道路工 8. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p>	<p>3-10-2 工事用道路工 8. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたりては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-74	<p>3-10-3 仮橋・仮栈橋工 4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>3-10-3 仮橋・仮栈橋工 4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたりては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-75	<p>3-10-5 土留・仮締切工 14. 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等でてんしなければならない。</p>	<p>3-10-5 土留・仮締切工 14. 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p>20. 受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないようにてんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。</p>	<p>20. 受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>25. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>25. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたりては、運搬物が飛散しないように、適切に処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p>3-10-6 砂防仮締切工 2. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>3-10-6 砂防仮締切工 2. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-76	<p>3-10-7 水替工 3. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	<p>3-10-7 水替工 3. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p>3-10-8 地下水位低下工 1. 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。</p>	<p>3-10-8 地下水位低下工 1. 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-77	<p>3-10-9 地中連続壁工（壁式） 9. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>3-10-9 地中連続壁工（壁式） 9. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-77	<p>3-10-10 地中連続壁工（柱列式） 3. オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p>	<p>3-10-10 地中連続壁工（柱列式） 3. オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-78	<p>8. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切に処置を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-78	<p>3-10-11 仮水路工 6. 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。</p>	<p>3-10-11 仮水路工 6. 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-79	<p>3-10-16 トンネル仮設備工 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m³以下とし、中小断面のトンネル等のうち3mg/m³を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3-10-16 トンネル仮設備工 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-80	<p>3-10-18 汚濁防止工</p> <p>2. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	<p>3-10-18 汚濁防止工</p> <p>2. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	表現の変更
共-3-81	<p>3-10-20 除雪工</p> <p>受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。</p>	<p>3-10-20 除雪工</p> <p>受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。</p>	なお書き以降改行
共-3-81	<p>3-11-2 軽量盛土工</p> <p>1. 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。</p>	<p>3-11-2 軽量盛土工</p> <p>1. 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。</p>	
	<p>2. 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	表現の変更
共-4-1	<p>4章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工-施工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-土質調査指針 (昭和61年11月)</p>	<p>4章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工-施工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年 8月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-土質調査指針 (昭和61年11月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
共-4-1	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	なお、 確認 のための資料を整備、保管し、 監督職員 の請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。	なお、 確認 のための資料を整備 及び 保管し、 監督職員 の請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。	表現の変更
共-4-5 共-4-6	<p>4-3-4 盛土補強工</p> <p>7. 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-3-4 盛土補強工</p> <p>7. 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>
共-4-6	<p>4-3-5 法面整形工</p> <p>1. 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>4-3-5 法面整形工</p> <p>1. 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-4-7	<p>4-4-4 法面整形工</p> <p>1. 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。</p>	<p>4-4-4 法面整形工</p> <p>1. 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行なわれるようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-7	<p>4-4-5 堤防天端工</p> <p>受注者は、堤防天端に砕石材を平坦に敷均さなければならない。</p>	<p>4-4-5 堤防天端工</p> <p>受注者は、堤防天端に砕石材を平坦に敷き均さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-8	<p>4-5-1 一般事項</p>	<p>4-5-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	<p>適用すべき諸基準との適合</p>
	<p>3. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表4-3に従い施工しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表4-3に従い施工しなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-4-8	<p>4-5-3 路体盛土工</p> <p>2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。</p>	<p>4-5-3 路体盛土工</p> <p>2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。</p>	表現の変更
	<p>5. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充てんしなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。</p>	表現の変更
共-4-8 共-4-9	<p>4-5-4 路床盛土工</p> <p>5. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。</p>	<p>4-5-4 路床盛土工</p> <p>5. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。</p>	表現の変更
共-5-1	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会 平成25年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更
	<p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空飛行上部建設課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空飛行上部建設課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p>	表現の変更
共-5-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	なお書き以降改行
	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成 20 年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成 25 年3月）	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成20年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成25年3月）	改定による修正
	土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成20年8月） （社）日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書（平成17年4月）	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）	追加 誤謬 改定による修正
	2. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	2. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	
	（2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl ⁻ ）は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。	（2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl ⁻ ）は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	表現の変更
共-5-2	5-3-1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を適用する。	5-3-1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を適用する。	なお書き以降改行
共-5-2	5-3-2 工場の選定 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。	5-3-2 工場の選定 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。	工場の選定に関する条項であるため、製品に関する部分を削除
共-5-3	5-4-1 一般事項 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。	5-4-1 一般事項 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-4	<p>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>
共-5-5	<p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。 なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-6	3. 練混ぜ (1) 受注者 は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ 及び 連続ミキサを使用するものとする。	3. 練混ぜ (1) 受注者 は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ または 連続ミキサを使用するものとする。	表現の変更
	(3) 受注者 は、「JIS A 8603 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603 (コンクリートミキサー第2部：練り混ぜ性能試験方法)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、 受注者 は設計図書に関して 監督職員 と 協議するものとする 。	(3) 受注者 は、「JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練り混ぜ性能試験方法)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、 受注者 は設計図書に関して 監督職員 と 協議しなければならない 。	表現の変更
	(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。	(5) 受注者 は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、 練混ぜ を行わなければならない。	表現の変更
	(9) 受注者 は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	(9) 受注者 は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	なお書き以降改行
共-5-6	5-6-2 準備 3. 受注者 は、コンクリートの打込み前に型 わく 、鉄筋等が 設計図書 に従って配置されていることを確かめなければならない。	5-6-2 準備 3. 受注者 は、コンクリートの打込み前に型 枠 、鉄筋等が 設計図書 に従って配置されていることを確かめなければならない。	表現の変更
共-5-7	5-6-4 打設 1. 受注者 は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	5-6-4 打設 1. 受注者 は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、 かつコンクリートの運搬時間(練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない 。これ以外で施工する可能性がある場合は、 監督職員 と 協議 しなければならない。なお、 コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中 、コンクリートを日光、風雨等 から 保護しなければならない。	なお書き以降改行 適用すべき諸基準への適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-7	5. 受注者 はコンクリートポンプを用いる場合は、 土木学会コンクリートのポンプ施工指針 （案）5章圧送の規定による。これにより難しい場合は 監督職員の承諾 を得なければならない。また、 受注者 はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	5. 受注者 はコンクリートポンプを用いる場合は、「 コンクリートのポンプ施工指針 （案）5章圧送」（ 土木学会 平成24年6月 ）の規定による。これにより難しい場合は 監督職員の承諾 を得なければならない。また、 受注者 はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	表現の変更
	6. 受注者 は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	6. 受注者 は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	なお書き以降改行
	8. 受注者 は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、材料分離を生じさせないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に 監督職員の承諾 を得なければならない。	8. 受注者 は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、材料分離を生じさせないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に 監督職員の承諾 を得なければならない。	なお書き以降改行
	11. 受注者 は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	11. 受注者 は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	表現の変更
共-5-8	16. 受注者 は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり 取除 かなければならない。	16. 受注者 は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり 取り除 かなければならない。	表現の変更
共-5-8	5-6-5 締固め	5-6-5 締固め	
	1. 受注者 は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1. 受注者 は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	なお書き以降改行
共-5-8	5-6-6 沈下ひびわれに対する処置 1. 受注者 は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、 沈下 、 ひび割れ を防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	5-6-6 沈下ひび割れに対する処置 1. 受注者 は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、 沈下ひび割れ を防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	2. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを処理しなければならない。	2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	適用すべき諸基準との適合
共-5-8 共-5-9	5-6-7 打継目 8. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。 9. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度および機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。	5-6-7 打継目 8. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。 9. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 表現の変更
共-5-9 共-5-10	5-6-9 養生 表5-3 コンクリートの養生期間 4. 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。	5-6-9 養生 表5-3 コンクリートの標準養生期間 4. 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。	注釈の修正 なお書き以降改行
共-5-10	5-7-3 加工 2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	5-7-3 加工 2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	なお書き以降改行
共-5-11	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会 平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>5. 受注者は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-11	<p>5-7-4 組立て</p> <p>2. 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>5-7-4 組立て</p> <p>2. 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
	<p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数については、鉄筋加工組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-12	<p>5-7-5 継手</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p>	<p>5-7-5 継手</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	4. 受注者 は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備 および 保管し、 監督職員 または 検査職員 から請求が合った場合は速やかに 提示 しなければならない。	4. 受注者 は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備 及び 保管し、 監督職員 または 検査職員 から請求が合った場合は速やかに 提示 しなければならない。	表現の変更
共-5-12	5-7-6 ガス圧接 1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	5-7-6 ガス圧接 1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	
共-5-13	なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、 監督職員の承諾を得るものとする。 3. 受注者 は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。 5. 突合させた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は 以下 のとおりとする。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下 但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は 2mm以下 とする。	なお、 受注者 は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、 監督職員の承諾を得なければならない。 3. 受注者 は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は 手動ガス 圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。 5. 突合させた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は 2mm以下 とおとりとする。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下 但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、 すき間は2mm以下とする。	表現の変更 適用すべき諸基準との適合
			削除
			削除
共-5-13	5-8-3 組立て 1. 受注者 は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を 施工計画書 に記載しなければならない。なお、 受注者 は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。	5-8-3 組立て 1. 受注者 は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を 施工計画書 に記載しなければならない。なお、 型枠取り外し後はコンクリート表面に これらの締付け材を残しておいてはならない。	表現の変更
共-5-14	5-9-1 一般事項 1. 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。	5-9-1 一般事項 1. 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-14	<p>5-9-2 施工 1. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>5-9-2 施工 1. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	なお書き以降改行
共-5-15	<p>5-10-1 一般事項 1. 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。</p>	<p>5-10-1 一般事項 1. 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-17	<p>5-12-1 一般事項 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	<p>5-12-1 一般事項 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-17	<p>5-12-2 施工 2. 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないような工夫をしなければならない。 3. 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 5. 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p>	<p>5-12-2 施工 2. 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。 3. 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 5. 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-18	7. コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について、 監督職員と協議のうえ施工 しなければならない。	7. 受注者は 、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用して コンクリート を打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について、 監督職員と協議のうえ施工 しなければならない。	表現の変更
	9. トレミー打設 （1）トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。	9. トレミー打設 （1） 受注者は 、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中に トレミー を水平移動してはならない。	表現の変更
共-5-18	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 3. 受注者 は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 3. 受注者 は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	表現の変更
共-5-18	5-13-1 一般事項 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	5-13-1 一般事項 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	なお書き以降改行
共-5-19	5-13-3 コンクリートの製造 4. 練混ぜ （3） 受注者 は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に 次の 項目を検討し 監督職員と協議 しなければならない。	5-13-3 コンクリートの製造 4. 練混ぜ （3） 受注者 は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に 以下の 項目を検討し 監督職員と協議 しなければならない。	なお書き以降改行 表現の変更
共-5-20	5-14-1 一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	5-14-1 一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-21	<p>5-14-2 施工機器 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。</p>	<p>5-14-2 施工機器 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。</p>	なお書き以降改行
共-5-21	<p>5-14-3 施工 4. 注入管の配置 (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5-14-3 施工 4. 注入管の配置 (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	なお書き以降改行
共-5-22	<p>6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	なお書き以降改行 表現の変更
共-5-22	<p>5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p>5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-23	<p>5-16-1 適用工種 塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策及び水セメント比は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。なお、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策の適用工種としては、おおむね下記によるものとする。</p>	<p>5-16-1 適用工種 塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策及び水セメント比は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。なお、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策の適用工種としては、おおむね下記によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-24	<p>5-16-5 アルカリ骨材反応対策 1. 5-16-1適用工種に示す構造物はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の内のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合はその都度対策を講じなければならない。</p>	<p>5-16-5 アルカリ骨材反応対策 1. 5-16-1適用工種に示す構造物はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の内のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合はその都度対策を講じなければならない。</p>	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 ①アルカリ量の表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。なお、アルカリ総量の計算は、試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na₂O換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値kg/m³) + 0.53 × (骨材中のNaCl%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m³) + 混和材中のアルカリ量kg/m³によるものとする。</p>	<p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 ①アルカリ量の表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 なお、アルカリ総量の計算は、試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na₂O換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値kg/m³) + 0.53 × (骨材中のNaCl%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m³) + 混和材中のアルカリ量kg/m³によるものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-5-27	<p>5-16-7 銘板工の設置 コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、受注者は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。なお、重要構造物とは下記に示すもののほか監督職員が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。</p>	<p>5-16-7 銘板工の設置 コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、受注者は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。 なお、重要構造物とは下記に示すもののほか監督職員が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>